

せんしゅう
連載: NO NUKES 千秋の想い⑬

**注目！「ビキニ国賠訴訟」が7月20日高知地裁で判決
核兵器禁止条約は核実験被害者への援助も義務付けた
「グローバル・ヒバクシャ」救済への先頭に立つ闘いだ！**

長谷川千秋（元朝日新聞大阪本社編集局

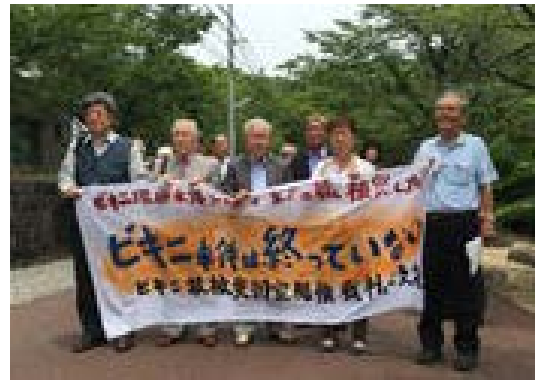
長）

太平洋のビキニ環礁を中心に米国が1954年に繰り返した水爆実験で被ばくしたのは第五福竜丸だけではなく——本コラムでも幾度か取り上げてきました（NO NUKES第4号、9号）が、同じ周辺海域で操業中に被災後に健康被害で苦しんできた高知県のマグロ漁船元船員や遺族ら45人が国家賠償を求めて2年前、高知地裁に提訴した「ビキニ国賠訴訟」が2月16日、結審しました。判決は7月20日です。

この裁判は、3つの点から世界的意義を持つ地球市民の闘いと私は受け止めています。第1. 第五福竜丸の船員23人の「死の灰」による被ばくと久保山愛吉さんの死、放射能汚染マグロの大量廃棄騒動と続いたビキニ事件は、市民社会に核兵器の恐ろしさを再認識させ、被爆国から原水爆禁止運動が世界中に広がっていく出発点となった。第2. 原水禁運動の発展を恐れた日米両政府はわずかな見舞金で「政治決着」させ、約1千隻とも推定される他の船舶についてはまともな放射能影響検査もせず、基礎的資料すら長年隠し続けた。原告団が掲げ続けた横断幕は「ビキニ事件は終わっていない」（写真）。世界中で「核」を持つ権力者たちに共通する核被害隠ぺいの正体を暴きだす裁判闘争に発展した。第3. 裁判途中の昨年7月、核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2近い多数の賛成で採択された。条約は核兵器を違法化し、第6条では「被害者に対する援助及び環境の回復」を締約国に義務付けた。被害者には核実験により影響を受けた者も含まれると規定されたから、この裁判闘争は核禁条約の精神を具現化する場となった一。

条約の実現に貢献し昨年のノーベル平和賞を受賞した核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）の国

際運営委員の一員、川崎哲さんも「国際的、世界的意義を持つ取り組みだ」と語っています（注1）。3・11の東京電力福島原発事故をはじめ商業用原発事故による被災を含めて考えれば、まさに「グローバル・ヒバクシャ」救済への先頭に立つ闘いといえるのです。



裁判にたどり着くまでには、地元高知県の高校教師だった山下正寿さん（太平洋核被災支援センター事務局長）の30年以上に及ぶ被害者発掘の粘り強い努力と支援者たちの支えがありました。裁判と並行して元船員ら11人が船員保険の適用を請求する取り組みも行われました。国側は誰一人聞き取り調査もしないまま「健康に影響するような被ばくはなかった」と結論付け、争ってきました。

字数が尽きました。闘いの詳細は太平洋核被災支援センターHPをのぞいてみてください（注2）。原告たちを支えた山下さん、科学者、医師らの活動の一端は映像でどうぞ（注3）。

（注1）高知新聞2018年3月14日付記事参照

この記事はすでに高知新聞HPから消えていますので、下記の太平洋核被災支援センターHPからご覧ください。同HPの「ニュース・リンク」をクリックし、2018年3月14日の川崎さんコメントで閲覧可能です。

（注2）太平洋核被災支援センターHPアドレスは

<http://bikini-kakuhisai.jet55.com/>

（注3）NHKスペシャル「水爆実験60年目の真実」2014年8月6日放送（短縮版）参照

<https://www.youtube.com/watch?v=5fyxbXvkoPE&feature=youtu.be>

（当会常任世話人）

* * * * *

編集後記

●6月12日シンガポールにおいて史上初の米朝首脳会談が行われる。朝鮮半島の非核化と朝鮮戦争の終戦と恒久的な平和安定について話し合われると、日本は長年にわたって朝鮮半島を植民地として支配し、現在の南北分断の歴史に決して無関係ではなかった。●だから、今こそ日本政府は、朝鮮半島の非核化、北東アジアの非核平和に向けて主導的な役割を果たすことが求められているのではないかと。●5月11日マスコミがいっせいに京都大学が公開した湯川秀樹博士の日記から「1954年の『ビキニ事件』を機に、氏が核廃絶運動に力を注いできた」と報じた。（長長）

編集・発行:非核の政府を求める京都の会 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町 4-13 教育会館別館 1 階
Tel・Fax:075-771-0729 Mail:hikaku-kyoto@nifty.com ホームページ [http:// hikaku-kyoto.la.cocacn.jp/](http://hikaku-kyoto.la.cocacn.jp/)